

防府市作業道整備事業補助金交付要綱

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林資源の充実を図るため、森林組合又は協業体、その他市長が適当と認める団体（以下「事業団体」という。）が行う作業道の開設改良事業に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 市長は、予算の範囲内で、次項の補助対象事業に要する経費について所定の補助率により当該事業団体に対し補助金を交付することができる。

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を備えた事業で、その事業費（工事費及び工事雑費とし、用地買収費及び補償費を含まない。）が10万円以上の作業林道の開設改良事業とする。ただし、立地条件その他市長が特に必要と認めるときは、この基準によらないことができる。

(1) 受益面積が1ヘクタール以上であり、かつ、関係林家戸数が5戸以上であること。

(2) 作業林道の幅員は3.0m以下であること。

3 第1項の補助率は、事業費の三分の二以内とする。ただし、事業費が60万円を超えるものについては、補助金額は40万円を限度とする。

4 第1項の補助金は、他の補助金の交付を受けていない事業の場合に行うものとする。

(事業基準)

第3条 前条で定める基準以外の作業道開設基準及び規格は、山口県森林作業道開設基準を準用する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業団体は、工事着工前に作業道整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を

添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 作業林道設計書
 - (2) 作業林道位置図
 - (3) 山口県森林作業道開設基準に定める書類
 - (4) 収支予算書
 - (5) 工事請負者の提出した見積書
 - (6) その他参考となるもの
- (補助金の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る経費につき補助金の交付をすることが適当であると認めるときは、補助金交付予定額を決定し、補助金交付指令書（第2号様式）により、その旨を申請事業団体に通知する。

(工事完了届等)

第6条 事業団体は、事業が完了したときは、事業完了届書（第3号様式）及び適法な請求書に出来高設計書を添付して市長に提出し、補助金の交付について請求する。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の請求を受けたのち、その内容を作業道検査調書（第4号様式）に基づき適正と認めるときは、当該事業団体に補助金を交付する。

(補助金の返還)

第8条 市長は、事業団体がこの要綱に違反し、又は虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

第 1 号様式

年 月 日

(あて先) 防府市長

団 体 名

住 所

代表者氏名

作業道整備事業補助金交付申請書

作業道整備事業を実施したいので、防府市作業道整備事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記書類を添えて申請します。

記

- 1 作業林道設計書
- 2 作業林道位置図

第2号様式

補助金交付指令書

第 号
年 月 日

団体名

住所

代表者氏名

防府市長



年 月 日付けで申請のあった事業については、下記
のとおり補助金交付予定額を決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付予定額
- 2 補助金交付時期 事業完了後

施行主体	路線名	幅員	延長	工事費	補助率	補助金額	備考

第3号様式

事業完了届書

年 月 日

(あて先) 防府市長

団体名

住 所

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって補助金
交付指令書の通知のありました作業道整備事業について、下記のとおり
完了したので報告します。

記

- 1 事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 収支決算書

第4号様式

作業道検査調書

- 1 事業名
- 2 事業場所
- 3 事業費
- 4 補助金決定額
- 5 補助金申請者
- 6 検査年月日

上記のとおり、防府市作業道整備事業補助金交付要綱第7条により
検査の結果、完了していることを認めます。

年 月 日

検査者